

平成22年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：平成22年7月21日（水）

時 間：10：00～12：00

会 場：佐倉市役所議会棟2階第2委員会室

出席者 委 員 覺正会長、阿部副会長、加藤委員、橋本委員、
成瀬委員、山森委員、角田委員
事務局 亀田副主幹、川島主査、半田主査補、村上主事
説明者 （交通防災課）秋葉主査、鵜澤主任主事
傍聴人 1人

審議会開催に先立ち、事務局から、事務局職員及び諮問に係る担当課職員の紹介が行われました。

1 審 議

（1）避難所における災害時要援護者の個人情報の収集について

《事務局 諮問書朗読》

事務局 地震などの大規模災害が発生した場合、多くの被災者の発生が予想されます。この場合、行政を中心に避難所を設営し、場合によっては、避難所での共同生活を余儀なくされることが予想されます。配布資料は、担当課である交通防災課において作成しました避難所における運営マニュアルの素案です。これは、避難所の開設や運営等の配慮すべき点等を記述することにより、避難所運営の円滑化、避難所施設の本来機能の早期回復に資すること等を目的とし、平常時における準備、避難所開設時のマニュアルとして活用されるよう作成されたものです。

16ページ以降の第3章に、避難所の運営についての記載があります。避難者に対して「避難者カード」を配付し、記入していただいた後に、避難所へ提出していただくという内容について記載されています。これについては、災害時要援護者、マニュアルの中では高齢者、障害者、乳幼児、妊婦などが位置付けられておりますが、このような方々が避難所での共同生活を営む上において、配慮や支援を要する方を把握し、必要な支援等を行うために提出をお願いするものです。お配りした資料に避難者カードのサンプルが記載されておりますが、この避難者カードの記載事項に「健康状態等」という項目として、「4.要援護 要援護事由」という欄があります。今回、この記載事項について、諮問させていただきたいと考えております。

佐倉市個人情報保護条例第7条では、収集の制限について規定しており、個人情報収集するときは、必要最小限の範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない、個人情報を収集するに当たっては、原則として本人から収集しなくてはならないという収集の制限についての規定がございます。

同条第2項におきまして、「実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。」とあり、ただし書として、「次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。第1号 法令又は条例に定めがあるとき。第2号 審議会の意見を聴いた上で、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められるとき。」とあります。第2項に該当する情報は、要注意個人情報、センシティブ情報等と呼ばれています。

「思想、信条」とは、個人の精神的、内面的な情報をいい、所属する政党名や人生観等が該当し、「宗教」とは、信仰する宗教、宗教的な習慣等が該当します。「社会的差別の原因となる個人情報」とは、一般に知られることにより、特定の個人又はその関係者が周囲の人々から差別意識を持たれるなど、社会的現実がある情報及びその可能性のある情報であるとされています。

避難者カードの「要援護事由」には、要援護者の方の支援を必要とする事由を記載していただきますが、一般的には、身体に関する事、精神障害、身体障害の有無及び程度等に係る情報も、センシティブ情報に該当するといわれています。

このような要注意個人情報を収集することについて、佐倉市個人情報保護条例第7条第2項第2号の規定により、審議会においてご審議いただき、ご意見又は答申をいただければと考えております。

重複する部分もあるかと思いますが、避難所運営についての詳細及び補足説明について、担当課である交通防災課より説明させていただきます。

防災課 現在、佐倉市では市内の小中学校、高校、馬渡保育園の39の施設が広域避難所として指定されており、その各避難所の近隣に住んでいる市の職員を避難所の配備職員として、5名から7名程度配置をしております。先ほどの説明にもありましたが、避難所の運営におきましては、避難者への物資の支給等、各種支援要請や避難所内における相互の支援のために、避難者から個人情報を収集することが必要不可欠となります。

収集する必要がある個人情報の中には、障害者情報等の佐倉市個人情報保護条例第7条第2項において収集が制限されている「社会的差別の原因となる個人情報」に該当する情報が含まれることとなります。障害者等は、災害時要援護者と呼ばれ、環境の変化への適応能力が不十分であることから、避難所におきましては、よりきめ細やかで適切な支援を実施することが求められます。しかし、その要援護事由や必要とする支援内容を把握できていない場合、避難所において十分な支援が受けられない、また、支援する側もきめ細かな支援が実施できないということになります。

「社会的差別の原因となる個人情報」については、例えば障害者情報の場合、「知

的障害者A」、「精神障害1級」といった障害の内容、程度について細かに収集することになります。本人が求める支援内容を収集すれば、これらのセンシティブ情報を収集する必要はないという意見もありますが、災害時多くの方が避難所にいるという混乱している状況の中で、必ずしも要援護者自身が自分の求める支援内容を的確に伝えることができるとは限りません。

そのような場合に、本人が希望していないから支援しないというわけにはまいりませんので、そうした要援護者の情報を収集し、必要となる支援の内容を想定して、災害対策本部等と連携の上、より細かな支援要請を行うといった対応が必要となります。

以上のことから、「社会的差別の原因となる個人情報」の収集禁止の例外について、佐倉市個人情報保護条例第7条第2項第2号の規定に基づき、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会にお諮りするものです。

なお、避難所の運営は、各避難所施設の近隣に住んでいる市の職員、避難所の配備職員と各学校の職員、自治会、自治防災会といった組織、避難者によって行われることとなり、当該避難所運営組織が、佐倉市個人情報保護条例第2条にある「実施機関」に直ちに該当するとはいえない可能性はあります。しかし、その情報の取扱者として、市の職員である避難所配備職員が携わること、また、収集された情報は、災害対策本部に報告され、その情報が組織において、事務又は事業の執行上必要なものとして、利用・データの保存等がなされる状態にあるということが言えます。そのような状況から、当該情報を取り扱う避難所運営組織は、実施機関に準ずるものというように考えております。

また、「社会的差別の原因となる個人情報」の収集について、佐倉市避難所運営マニュアル16ページから18ページにありますように、「避難者カード」を使用して収集する方法と、55ページから57ページにありますように、「相談窓口」を設けて収集する方法の2通りを考えております。

以上の説明に対し、委員から、避難所開設までの流れや収集した情報の使われ方等の一連のフローチャートを説明していただきたい旨の要望があり、交通防災課職員から、「佐倉市避難所運営マニュアル(素案)」を基に、次のような補足説明がなされました。

防災課 市は、震度基準により避難所を開設します。震度4で、第1配備。震度5弱で、第2配備。震度5強で、第3・第4配備。震度6弱以上で、第5配備と、大きく分けて4つの段階に分かれています。震度4であれば、これまでの災害の履歴から、避難所を開設する必要はまず生じません。震度5弱以上からは、耐震性の低い建物は倒壊し始めますので、避難所の開設が必要になる可能性があります。このため、避難所の所長及び副所長は避難所に行き、避難者が来るかどうか様子を見ながら待ちます。避難者が集まりだしたら、避難所を開ける必要性が生じますので、施設の教職員と協力して避難所施設を開放していきます。震度5弱、震度

5強のときには、このような流れとなります。震度6弱以上になると、かなり大多数の建物が倒壊し始めます。避難所は開設となり、職員が避難所施設の教職員と協力しながら、具体的な避難場所を確保し、避難者の受け入れを開始します。

風水害については、状況が異なります。事前に気象観測情報が出て、一定の見込みが立ちますので、ある程度のゆとりを持って、市の職員や施設に避難所の開設をお願いできることとなります。住民も避難情報に基づいて行動を始められます。なお、地震、風水害どちらも、避難所の開設行為自体は、市の職員及び施設等の教職員が行うこととなります。避難所の開設の際には、まず施設の安全確認が必要となります。避難所の職員、施設の職員は、一旦避難者に安全点検が終わるまで、施設の外で待っていただくよう指示をします。その間に「避難者カード」を配布することになりますが、このとき住民の方々に手を借りざるを得ないというように考えております。市の職員や教職員が避難者カードの配付・回収まで行うこととなると、施設の安全確認が進まず、いつまで経っても避難所を開設することができなくなります。このため、避難者カードを自治会役員を通じて配布し、回収までしていただきたいと考えております。個人情報保護の観点からは、封筒等にいれて回収することが理想だとは思いますが、災害時の混乱が続いている状態のときですので、そのような手続はおそらく不可能というように考えております。そのため、そのままの状態カードを配り、回収することとなり、回収する自治会役員、班長、組長、ブロック長等は、そのときに情報を目にする機会を得ることとなります。しかし、私どもといたしましては、避難所の運営に当たって住民の協力は必要不可欠でございますので、情報が住民の目に触れることはやむを得ないものと考えております。ここまでが避難者カード回収までの流れとなります。

現場が落ち着いてきますと、状況は少し変わります。まず避難所運営組織というものを作ることになります。避難所運営委員会をトップとして、その下に各活動組織を作ります。個人情報の収集については、それまで自治会役員等をお願いしていたものを、基本的には情報班、総務班というところが中心となって行っていくいきます。

避難所運営組織という、新たな自治組織を作る必要があるのは、避難所が管轄している自治会が非常に広大であるためです。例えば、今年度臼井南中学校で避難所運営の市民防災訓練を実施しますが、対象自治会は18あります。それだけの自治会が一堂に会することとなりますので、自治会イコール避難所運営組織というわけにはいなくなり、一度既存の自治会組織を白紙に戻して考え、新たな避難所運営組織を作らざるを得ない状況となります。

臼井南中学校でいいますと、18の自治会が一堂に会した運営組織が出来上がり、市の職員及び施設の教職員も組織のメンバーとして入ってきます。そして、これらの運営組織が、各種の情報管理、活用、運用を行っていくこととなります。避難者カード原本の管理は、避難所配備職員が行います。配付、回収については、

初期段階であれば自治会役員が行い、避難所運営組織の立ち上げ後は、総務班が受付等で回収をすることとなります。

次に、全体の名簿についてですが、避難所が設置されると、教室や体育館で避難生活をするための場が出来上がります。その際、ただ単に大きな組織で無秩序に寝泊まりするというのは非常にストレスがかかりますので、既存の自治組織においてもある、班、組、ブロックというものを作る必要があります。このマニュアルの中では、居住組織、居住班という言い方をしておりますが、この居住組織別に避難者名簿を提出していただきます。ここには、部屋の名称、居住組織名称、氏名、生年月日、避難日、退所日、活動班使用欄というものを書き入れ、それ以外の細かな個人情報を書き入れる予定はありません。これは、居住組織別に提出していただきます。生年月日が必要なのは、避難者カードと突合するためで、同姓同名者がいることが想定されるためです。この避難者名簿を頭紙として、避難者カードとともにファイリングし、管理をしていく予定です。このファイルは、基本的には市の職員が管理していきますが、居住組織別避難者名簿は、各居住組織に渡し、活動組織ごとに使用していただきます。例えば、物資が必要な場合、個人単位での要望は受け付けていただけませんので、居住組織ごとに物品要望を挙げてもらうようにします。そのときに、居住組織別名簿がないと、どこの誰が何をほしいという情報を管理しづらくなります。

そこで、こういった情報を活動班使用欄にメモをして使っていただきます。具体的に何が書かれるかは、イレギュラーなことが起こり得るので分かりませんが、ケースバイケースで色々なことが想定できますので、このような備考欄、自由記載欄を作らないと、各活動組織に居住組織別名簿を渡しても十分活用できません。このため、このような自由記載欄を設けているところです。以上のような流れで居住組織別名簿を作っていきますが、避難者カードを集める段階で個人情報を収集することとなり、その中で、要援護者情報というものも入ってきます。

避難所には、2系統の避難者の情報があり、1つは避難者カードに基づいた細かな情報が入っているもの、もう1つは居住組織別の様々なところで共有化して使用していく名簿となります。避難者カードの中で、避難の状況を書いていたいただきますが、ここは、住民がこの避難所にいなくても、どこかほかの場所にいる、というのを把握するために必要になってきます。特に重要なのは、連絡が取れない行方不明又は死亡の場合です。行方不明者、死亡者本人については、家族の方から収集するしかありませんので、これは本人からではなく家族から収集する情報となります。また、健康状態の情報も集め、その詳細情報も書いていただきます。これにより、より個別具体的な支援の必要性を判断し、必要な方には、支援要請を行うこととなります。

人によっては、自らの身体の状況を的確に伝えることができない人もおり、具体的には、精神障害者、知的障害者の方等が該当するものと考えます。このような方々は、特に混乱期においては、過去の災害でもあるように、自らの状況すら

満足に把握できていないことがあります。実際どのくらい経って認識できたかという、過去の災害例から3～4日、場合によっては、1週間、1ヶ月間認識できていないという人もいたというように聞いております。そういうときに、どういう状態かを本人に聞いても答えられませんので、障害者手帳を持っているかを確認し、障害の程度などを記載しておけば、知的障害1級、精神障害A又はなどの重度の場合、本人が希望していなくても、ケアマネージャー等の派遣要請が必要となってきます。このような派遣要請は、かなり早期の段階からしなければ間に合いません。県に要請してから人が派遣されてくるまでに、高度な技術を持った人の派遣要請であれば、1週間くらいかかってしまいますので、これらの情報は早い段階で収集する必要があります。このときに、要援護者情報はセンシティブ情報だから収集しないという話をしていると、手遅れになる可能性があります。

新潟県中越地震の事例で次のような事例があります。要援護者情報は、センシティブ情報だからという理由で収集しなかった避難所で、精神障害者の方が、夜中に体育館の中を大声でわめきながら走り回り、住民の方から多くの苦情が来たそうです。しかし、そのときにはその方が障害者かどうか避難所の職員は把握しておらず、障害の程度もどれくらい重度なのか、どう処置したらよいのかも分かりませんでした。結局、どうしたらよいか本部に相談したところ、本部は、その人が障害者かどうか確認するよう指示を出しました。そして、確認したところ、精神障害者であることが分かりました。精神障害者は大集団の中で生活できず、個室か何かを用意する必要がありますので、ご家族の方に話して、学校備付けの更衣室をその家族専用の部屋として割り当てました。その後、家族の方々も面倒を見切れなくなってしまい、ケアマネージャーの派遣をお願いすることとなりました。これらの対応は、要援護者情報を事前に収集していなかったため、1週間や10日経ってから行われました。その間ほかの住民の方たちからは、連日連夜問い合わせがあったそうです。これがもし初日から、たとえ状況は分からなくても、障害者手帳の有無を確認して、避難者カードに転記し、支援要請ができていれば、かなり迅速に支援できた可能性がありました。災害なので絶対はありませんが、やらなければ0です。やれば100点は取れなくても、少なくとも10点、20点若しくは30点は取れるかもしれません。そのためには、収集する必要があるのではないかと考えております。

佐倉市個人情報保護条例第7条の中では、センシティブ情報はそもそも収集してはならないと規定されていますが、避難者カードに書くということは、回収段階で少なくとも住民の方たちの目にはとまってしまいます。しかし、これをやらないということは、職員に多大な負担がかかり、避難所及び運営組織を立ち上げる行為そのもの自体が遅れてしまいます。

以上のことから、このようなセンシティブ情報を取り扱うことについて、今回は諮問させていただいたところですが、併せまして、市、教育委員会、地域住民、

民生委員、自治防災組織、消防団、その他各種支援組織、こういったものが集まる組織において、このような情報を収集してよいかについてもご審議いただければと思います。

以上の説明の後、審議が行われました。

委員 今回の諮問は、どの条例と関係しているのですか。

事務局 佐倉市個人情報保護条例第7条です。

委員 今回の問題点は、市の職員ではない、住民等の他の人に情報が漏れる可能性がある収集過程にあり、これは個人情報保護条例第7条の問題なのか、実施機関以外のものに個人情報が漏れる状況が許されるのかどうかを諮問したいということですか。

委員 個人情報保護条例第7条で規定しているのは、市が情報を収集するに当たってのことであり、市以外のものに情報がいくことは想定していません。

委員 交通防災課で行っていた手あげ方式の要援護者名簿はどうなったのですか。

防災課 手あげ式の要援護者名簿の地域住民との共有は断念しました。実際に他自治体の例を聞いたりもしましたが、本人の同意をもらわなければ、共有方式名簿は現行の条例では不可能と判断しました。唯一渋谷区だけは、区議会が責任をとるといって条例を作っています。

委員 この場にはふさわしくない案件かもしれませんが、災害時における要援護者情報の収集が必要なのは分かりますし、結果的に認めなければいけないとは思いますが。場合によっては、強制してもよいくらいだとも思います。しかし、これは個人情報保護条例により判断する話なのではないでしょうか。

委員 個人情報の観点から判断してもよい話なのか、この審議会でOKをだしてよいのでしょうか。

防災課 他の疑問点として、市長部局と教育委員会や水道部は、同じ実施機関という位置付けなのか、別なのかということがあります。例えば、市長部局の情報を教育委員会に渡すのは、目的外利用なのか、それとも外部提供なのではないでしょうか。

事務局 実施機関同士であれば、外部提供には当たりません。また、今回の案件についていえば、個人情報を取り扱う目的が一緒ですので、目的外利用にも当たらないと考えます。

会長 実際には、要援護者を見捨てるわけにはいかず、助けなければなりません。しかし、いくら必要性が高いからといって、条例という一つの枠組みの中で認めてしまうことは難しいのではないのでしょうか。この審議会で決めずに、特別な条例をつくってその中で決めた方がよいのではないのでしょうか。

委員 そもそも、こういうことを想定した条項ではありません。

委員 防災意識が高く、他自治体に先駆けて先進的なことをやることに努力を惜しまない姿はよいと思います。

委員 仕方がない状況はあると思いますが、今まで取り扱ってきた内容とは異なりま

す。

委員 災害時において重要なことは分かりますが、そのための収集の仕方や、後で起こる問題を考えると、ここで結論を出してよいのか判断に迷います。

委員 やらざるを得ないものであり、産業振興条例を制定したように、佐倉市は一歩進んでいるので、条例で決めてもらった方がよいと思います。

委員 災害はいつ起きるか分からず、想定どおりにいかないこともあると思いますが、条例の中できちんとした位置付けをしていくことも大事です。時間はかかるかも知れませんが、条例でやっていただきたい。

事務局 個人情報保護条例は、個人情報を取り扱う一般条例です。この案件については、特別条例等で詳細に定めるべきだという意見もあるかと思いますが、条例上の規定を形式的に当てはめていくと、担当課では収集の制限に当たり、第7条第2項に該当するというところで、諮問の処理を取らせていただいております。避難所に関する特別条例をつくるべきかどうかという議論もありますが、その前に、例えば内規というような形で、個人情報の取扱いについては実施機関でより詳細に規定して、それに基づいた運用をしていくというやり方もあるのではないかと思います。

会長 必要性は誰もが分かっています。問題は、避難者カードが交錯して、どこでどうなったか分からなくなってしまうおそれがあるということです。今のやり方の流れを説明してください。

事務局 個人情報の収集、利用について、適切な個人情報の取扱いが確保できるのかどうかを懸念されていると思いますが、その辺りの取扱いを網羅的に、収集及び利用を含め、どのような取扱いをするか、ケース的な例示を含めた要綱を作るというやり方もあるのではないかと考えています。

会長 これからの流れを教えてください。今回の諮問をどうするのか。

事務局 本日は、第7条第2項のセンシティブ情報を収集するということに焦点を絞って審議をお願いできればと思います。その他懸念される部分に関しては、附款や意見書という形で出していただくのも一つの方法ではないかと思います。

会長 それは、今回の諮問に対しては承認するという答申を出し、それに条件書を付けるということですか。

事務局 他の自治体の同様の例の諮問を見ますと、佐倉市のような避難所の運営に関する諮問は、あまり例がありません。要援護者情報の収集に当たり、センシティブ情報を収集してよろしいか、要援護者名簿を作成するに当たり、福祉部等が持っている情報を目的外利用してよろしいか、また、個人の生命・身体等を保護するために、同名簿を自主防災組織や民生委員に外部提供してよろしいか、という諮問をしているのが通常です。

避難所の運営というのは、実際に災害が起こった時のことですので、個人情報の保護よりも、人の生命や身体の保護が優先するという考え方をしているのだと思われれます。佐倉市個人情報保護条例第9条のただし書にも外部提供の禁止の例外規

定がありますが、その中の「人の生命、健康、生活等を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に当てはめ、他の自治体におきましても、これは諮問するまでもなく仕方がないという判断をしているのではないかと思います。

実施機関というと、通常は市の組織であり職員ですが、避難所を運営するに当たり、市の職員だけで避難者の支援を行うことは、物理的にも不可能と考えますので、運営する中においては、避難した市民の方も一緒に、共同で支援をしていくことになると思われます。しかし、基本的には市の職員である避難所の所長が責任を持ち、何かあった際には最終的には市が責任を持つ、という考え方をしておりますので、その点におきましては、実施機関と同様に見なしていただいてもよいのではないかと考えております。名簿を集める過程では、避難者にも手伝っていただきますが、最終的に名簿は市の職員が保管します。そして、避難所から市役所の災害対策本部に避難者カードを送付し、要援護者名簿と突合の上、避難していない人がいたら避難所に指示を出し、搜索に当たってもらうというような流れを想定しています。このため、今回の諮問につきましては、条例第7条第2項のセンシティブ情報を収集することに関してのご意見をいただければというように考えております。

委員 目的外利用や外部提供に当たるのかどうかです。収集した後の管理の問題であれば該当すると思います。しかし、やはり収集する過程が一番問題で、カードの回収の間にどこにいつてしまうか、どこかにまぎれてしまうか、誰かが持って行ってしまふか分かりません。そういうところは、この条例ではとてもカバーできる要件ではありません。その部分まで含めての承諾をするのか、そこまでの権限が我々審議会にあるのかどうかです。

委員 佐倉市には、防災関係の審議会はないのですか。

防災課 佐倉市の地域防災計画等を作るための、佐倉市防災会議というものはあります。市の管理職職員と各関係機関の社長、所長などが出席しています。

委員 市には、防災関係の条例が体系化したものはあるのですか。

防災課 基本的には、災害対策基本法の体系下に置かれているのが国の基本計画で、その直下におかれているのが、都道府県の地域防災計画になります。更にその直下に置かれているのが、市町村の地域防災計画であり、佐倉市でも持っています。

委員 防災会議では、公共の福祉や人命等の観点から、個人情報といったことについても検討されているのですか。

防災課 防災会議では、そのような検討はされておられません。防災施策といいますと、とても範疇が広がっています。市町村防災は、土木、建築、福祉、子育て、衛生、ごみ処理、産業復興など、とても項目が多く、佐倉市の防災計画だけで資料が1000頁を超えます。そこだけスポットを当てて考える時間は全く無いに等しいので、細かいところを審議するというよりは、佐倉市全体の防災に対する方針書という形での地域防災計画として、その方針について審議しております。

委員 まず、防災関係の審議会で公共の福祉等の内容を含んだものを作ってもらって、

それについて問題はないかというふうに、この審議会に諮問してもらった方がよいと思います。今回のようなピンポイントの諮問だと、避難所運営マニュアルを少し変えるだけでも、この審議会にわざわざ諮問しないといけなくなってしまうと思います。

防災課 今回なぜ、ピンポイントでこの部分を諮問したかということ、センシティブ情報のところには、「緊急かつやむを得ない」等の条項がないからです。規定どおりに受け取れば、センシティブ情報については、災害時であっても収集すらできないということになります。緊急かつやむを得ない、公共の福祉という論点の条項がないので、どうしたらよいかをお諮りしているところです。

委員 交通防災課で作ってもらって、防災関係の委員会等で審議してもらい、大枠の中で決めてもらってから、この審議会に諮問していただければ、条例を変える必要もありません。

委員 市自らが情報を収集することを構わない、と言うことはできます。しかし、「収集する過程において、情報が漏れる等については、当審議会では関知できない。また、管理の際の目的外利用、外部提供については、その時に検討すべき問題である。」というようにするしかないのではないのでしょうか。

委員 また改めて諮問してもらえないのですか。先ほど言ったような諮問をしていただければ、今後が楽になると思います。

事務局 地域防災計画では個人情報の取扱いについては、佐倉市個人情報保護条例に準じるという形をとっています。

委員 諮問内容が特定されていません。諮問理由として書かれていることが諮問内容だとすると、かなりピンポイントな部分についての諮問となり、少しでも内容変更をするたびに審議にかけなければいけないということになります。一方、諮問の表題『避難所における災害時要援護者の個人情報の収集について』が諮問内容だとすると、漠然とし過ぎてしまいます。

事務局 執行部側としては、佐倉市避難所運営マニュアル（素案）そのものまでを諮問することまでは考えていません。あくまでも避難者カードの中に要援護者情報、センシティブ情報を載せてもよいでしょうかという諮問です。

会長 そうであれば、諮問内容に今言ったようなことをわかりやすく示してもらえば、審議ももう少しスムーズに進んだと思います。

委員 避難所運営マニュアル（素案）の17、18ページで、避難者カードの記入について、「記入する必要はない」、「必ず記入する必要がある」とあり、内容が一致していません。

防災課 全体の大きな流れとしては、やはり個人情報であるため、本人が希望しなければ記入する必要はありませんが、支援が必要な方に関しては書いていただくという意味合いで書かせていただきました。確かに分かりにくい表現だと思います。

委員 やはり諮問事項をもっとはっきりさせてほしいと思います。答申がしやすいような諮問をしていただきたい。

事務局 今回は、あくまでセンシティブ情報の収集について審議会の承認が必要であるということで諮問をさせていただきました。諮問内容が分かりにくく大変申し訳ありませんでしたが、ピンポイントに限った部分だけでもご意見をいただければと思っております。集めた情報については市が管理し、災害対策本部も市長が本部長となっております。各避難所の所長も市の職員になって責任を持つようになっておりますので、個人情報の収集の過程における適正な取扱いの徹底や、責任体制の明確化について、このマニュアルの中、あるいは別の要綱や要領で明文化することを市に課した上でお認めいただくというようなこともご検討いただければと思います。

委員 具体的に何を認めるのですか。

事務局 避難者カードの中で要注意個人情報を収集することについてです。

委員 それは、カードがどのようなのではなく、そういう情報を避難所として集めてよいかということですか。

防災課 避難所における個人情報の収集のことは想定外であり、災害時において、緊急かつやむを得ない状況ですので収集等はやむを得ないという考え方をしております。佐倉市に限らず、どこの自治体でもそうですが、災害時においては個人情報よりも生命や身体を重んずるという考え方が圧倒的に主流です。しかし、国や県からも指摘され始めていますが、避難所に行くまでの話意識が向いていて、避難所に行った後のことが忘れられています。避難誘導における個人情報の話はこれまでにされておりますので、避難所での個人情報の取扱いを考える段階にきています。佐倉市のように避難所マニュアルを素案の段階でも打ち出したのは、県内でもまだありません。元々は静岡県が始めたものですが、静岡県の避難所マニュアルも、個人情報の話は一切出てきません。災害時ですので集めるのが当然であるというような考え方が中心にあると思います。交通防災課でもそういうものだろうという前提で話をしてきましたが、よく見ると条例のセンシティブ情報のただし書に緊急かつやむを得ないという条項がありませんでした。これは諮問しなければいけないのではないかとということ、総務課の担当者からも指摘され、今回諮問するに至ったものです。緊急かつやむを得ないから仕方がないのではないかとというのが本音ではあります。

委員 そうすると、避難者カードに限定して、ピンポイントで諮問しているわけではないのですか。

防災課 基本的には、避難所でセンシティブ情報を集めてよいでしょうかということですね。

委員 避難所で種々行われること全体であり、このカードの書式のこの部分を認めてくれということではないのですね。

防災課 実際には、それ以外の部分でも集める可能性はあります。

会長 そうなるとやはり文言上の理解が難しい。もう少し分かりやすくしていただきたい。

事務局 諮問につきましては、改めて考えさせていただきたいと思います。

会長 審議会としては、条例化を検討してもらうのが一番よいが、なかなか難しいと思われるので、せめてこの場でできることは、災害時における第7条第2項については、その必要性からやむを得ないという方向での答申を検討することだと思います。

委員 交通防災課の疑問の出発点は、センシティブ情報を集めるには審議会の意見がないといけないというところですか。

防災課 はい。

委員 諮問事項を的確に記載していただかないと、思想信条や政党等災害と関係のない情報を集められても困ります。避難者の健康や身体を守るために必要な情報については条例第7条第2項の例外としてよろしいかというような諮問を検討していただければと思います。

防災課 検討させていただきます。

以上のような審議会の意見を受け、事務局及び交通防災課は改めて委員に分かりやすい諮問を作り直すこととなり、継続審議となりました。

2 報 告

(1) 情報公開制度の実施状況について

(2) 個人情報保護制度の運用状況について

諮問審議に時間を要したため、報告事項については資料に代えさせていただくこととなりました。

他に意見がないことを確認し、会長が会議を終了しました。